



世界レベルの技を体感！

モンゴル・日本レスリング交流会

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、本市はモンゴル国との交流を深める「ホストタウン」に登録されています。1月30日から2月6日まで、モンゴル国から若手レスリング選手4人と指導者2人を招いて、都城西高等学校レスリング部とのスパリングや市内観光などの交流事業を実施。今回は、2月2日・3日に開催した「モンゴル・日本レスリング交流会」を紹介します。

◎問い合わせ 国際化推進室 ☎23-2295

ホストタウンの役割

国は、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、国際化の推進や地域活性化などの観点から、参加国（地域）との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、全国各地に広げています。

ホストタウンは、スポーツの振興や教育文化の質の向上、多文化共生の充実を図りながら、参加国との交流事業に取り組みます。

本市は、平成28年12月にモンゴル国のホストタウンに登録され、レスリングを通じた交流を進めています。また、ホストタウンとしての役割を果たしながら、人間力あふれる子どもたちの育成にも役立てます。

モンゴル国との交流

本市とモンゴル国との交流は、平成5年、市民有志がモンゴルの遊牧民に明かりを届けるため、風力発電機を贈ったことから始まりました。

交流は広がり、平成11年に本市とモンゴル国ウランバートル市が友好交流都市を提携。現在も、互いに交流団を派遣するなど交流を深めています。





メダリストの熱血指導

2月2日・3日、南九州大学都城キャンパスでレスリング交流会を開催し、モンゴル国の若手選手4人と県内の高校生やジュニアレスリングクラブ生が参加。2000年シドニーオリンピック銀メダリストの永田克彦選手と、2004年アテネ・2008年北京オリンピック銅メダリストの浜口京子選手から、世界レベルの技を学びました。

また、講師2人によるトークショーも開催。参加者らは、オリンピック出場の体験談や試合でのモチベーションの高め方など、メダリストの話に、目を輝かせていました。

「モンゴル応援ボード」

交流会の会場内にモンゴル応援ボードを設置。多くの市民が、モンゴル国のアスリートへ応援メッセージを書きました。

「ボッチャ体験会」

地元高校生のサポートの下、パラリンピック正式種目「ボッチャ」の体験会を開催。子どもらは、初めての競技を楽しんでいました。



次世代の選手たちへメッセージ



シドニーオリンピック
銀メダリスト
格闘スポーツジム
「レスルウィン」代表
永田 克彦さん

夢に向かって努力すれば
自分の世界が広がる

戦うスポーツに憧れ、誰でも強くなれるチャンスがあるレスリングを高校生から始めました。当初は、なかなか勝てず悔しい思いをしましたが、強くなりたい気持ちを忘れずに練習を重ねたことで、徐々に勝てるようになりました。試合での緊張感は大切で、良いパフォーマンスにつながります。

メダリストになったことで、自分の目指す方向の選択肢が増え、世界が広がりました。夢を持って努力すると、自ずと結果に表れます。夢に向かって毎日の練習を頑張りたいと思います。



大切な愛犬を守るため 犬の登録と 狂犬病予防注射



平成31年度の犬の登録と狂犬病予防注射を次の日程で行います。どの会場でも受けられますので、日程と時間を日程表で確認ください。
なお、狂犬病予防注射は、最寄りの動物病院でも接種できます。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

愛犬の管理と狂犬病予防

「狂犬病」は、人に感染すると死に至る恐ろしい病気です。このため、犬の飼い主は、年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。また、飼い主には、犬1頭ごとに生涯1回の登録が義務付けられています。

費用

狂犬病予防注射(年1回)	1頭 3,300円(4月1日から)
登録手数料(生涯1回限り)	1頭 3千円

飼い主の皆さんへ

- ・ 飼い主宛てに受付票を郵送します。必ず会場に持参ください
- ・ 会場では、首輪をしつかり締め、暴れないように管理してください
- ・ 妊娠中や体調の悪い犬、または、1カ月以内に他の予防注射をした犬の場合は、獣医師や動物病院に相談ください
- ・ 飼い犬が死亡、または飼い主の氏名や住所などが変わった場合は、届け出が必要です
- ・ 未登録犬は、注射と同時に登録も行ってください。注射会場でも受け付けます

本庁管内			本庁管内			本庁管内		
期日・地区	場所	時間	期日・地区	場所	時間	期日・地区	場所	時間
4月25日(木) 妻ヶ丘 城五十市	上長飯靈地公園 北側駐車場	9:20~ 9:50	4月19日(金) 志和池	荒ヶ田自治公民館	9:30~ 9:45	4月8日(月) 西岳	猪子石記念碑前	9:30~ 9:45
	若葉自治公民館	10:05~10:35		岩満自治公民館	10:00~10:15		西折田自治公民館	10:00~10:20
	早鈴自治公民館	10:50~11:10		下水流3自治公民館	10:30~11:00		田野地区集落センター	10:35~10:50
	甲斐元自治公民館	11:25~11:45		下水流1自治公民館	11:15~11:45		高野堂農研修館 (高野自治公民館)	11:10~11:30
	都島自治公民館	13:10~13:30		上水流東自治公民館	13:00~13:20		上馬渡自治公民館	13:30~13:50
	五十市地区公民館	13:50~14:40		志和池地区体育館	13:40~14:00		夏尾市民センター	14:05~14:25
	狐塚自治公民館	15:00~15:20		丸谷自治公民館	14:15~15:00		東牛之厩自治公民館	14:40~14:55
4月26日(金) 五十市 横小松原	鷹尾一丁目自治公民館	9:00~ 9:20	4月21日(日) 庄内 西岳	庄内地区公民館	13:00~13:40	4月9日(火) 西岳 庄内	御池自治公民館	15:10~15:25
	久保原西自治公民館	9:40~10:10	西岳地区公民館	14:15~14:45	下川内自治公民館		9:00~ 9:20	
	霧原自治公民館	10:25~10:55	高木自治公民館	9:20~10:00	関之尾自治公民館		9:35~ 9:55	
	東加治屋自治公民館	11:15~11:45	沖水農村広場駐車場	10:15~11:00	庄内地区公民館		10:10~10:50	
	横市地区公民館	13:10~13:50	4月23日(火) 沖水 吉小松原	松之元自治公民館	11:15~11:45		千草自治公民館	11:10~11:40
	今房自治公民館	14:05~14:25	下川東自治公民館	13:10~13:30	宮島自治公民館		13:00~13:30	
	大根田自治公民館	14:40~15:00	小松原地区公民館 (地区体育館横)	13:50~14:40	今平自治公民館		13:45~14:15	
志比田自治公民館	15:15~15:45	宮丸自治公民館	15:00~15:30	平田自治公民館	14:30~15:00			
5月7日(火) 中郷 城五十市	豊満自治公民館	9:20~ 9:40	4月24日(水) 祝吉 妻ヶ丘	祝吉地区公民館	9:30~10:10	4月18日(木) 志和池 沖水	下川崎自治公民館	15:15~15:35
	高野原自治公民館	9:55~10:15		早水自治公民館	10:35~11:05		薄谷自治公民館	11:05~11:25
	正応寺自治公民館	10:30~11:00		立野自治公民館	11:20~11:50		森田自治公民館	11:40~12:00
	下安久自治公民館	11:15~11:45		菖蒲原自治公民館	13:10~13:40		崎田自治公民館	13:20~13:40
	藤田自治公民館	13:10~13:50		広原自治公民館	13:55~14:15		麓自治公民館 (野々美谷)	13:55~14:15
	下長飯自治公民館	14:10~14:40		一万城西部自治公民館	14:35~15:05		下金田自治公民館	14:30~14:50
	ふるさとセンター (大岩田玉利自治公民館隣)	14:55~15:25		竹町自治公民館	15:25~15:55		中金田自治公民館	15:05~15:25

高城総合支所管内		
期日・地区	場 所	時 間
5月15日(木)	上星原公民館	9:30～10:00
	下星原公民館	10:20～10:50
	高城農村改善センター	11:10～11:40
	豊田公民館	13:00～13:30
	西久保公民館	13:50～14:20
	第12自治公民館	14:40～15:10
5月16日(木)	第11自治公民館	9:00～ 9:30
	石山体育センター	9:50～10:20
	第9自治公民館	10:40～11:10
	高城ふれあい武道館	11:30～12:00
	第3自治公民館	13:20～13:50
	勤労青少年ホーム	14:10～14:40
5月17日(金)	高城原 ふれあいスポーツ館	9:00～ 9:20
	第1自治公民館	9:40～10:10
	第2自治公民館	10:30～11:00
	高城総合支所	11:20～12:00
5月26日(日)	高城総合支所	10:30～11:30

山之口総合支所管内		
期日・地区	場 所	時 間
5月15日(木)	永野地区公民館	9:00～ 9:20
5月17日(金)	川内公民館	13:30～13:50
	前方公民館	14:10～14:30
	山之口総合支所車庫前	14:50～15:50
5月21日(火)	飛松公民館	9:30～ 9:45
	青井岳 (高野商店裏)	10:05～10:25
	五反田公民館	10:45～11:05
	野上公民館	11:20～11:40
	六十田公民館	13:00～13:20
	田原公民館	13:40～14:00
	麓宮農研修館	14:20～15:05
5月22日(水)	乗平公民館	9:00～ 9:20
	桑原公民館	9:35～10:00
	正近公民館	10:15～10:35
	上富吉地区体育館	10:55～11:20
	街区公民館	13:00～13:20
	西向原公民館	13:40～14:20
	下富吉地区体育館	14:40～15:20
5月26日(日)	山之口総合支所	9:00～10:00

高崎総合支所管内		
期日・地区	場 所	時 間
4月15日(月)	木下自治公民館	9:10～ 9:40
	吉村自治公民館	10:00～10:30
	中轟自治公民館	10:50～11:05
	小牧自治公民館	11:25～11:45
	東霧島地区 多目的集会所	13:10～13:40
	東自治公民館	13:55～14:15
4月21日(日)	高崎総合支所	9:00～10:00

山田総合支所管内		
期日・地区	場 所	時 間
4月15日(月)	瀬茅自治公民館	14:35～14:55
	牛谷自治公民館	15:10～15:35
4月16日(火)	和田上自治公民館	9:10～ 9:30
	田中自治公民館	9:45～10:10
	毘砂丸自治公民館	10:25～10:45
	万ヶ塚自治公民館	11:00～11:20
	長谷自治公民館	11:35～11:55
	石風呂自治公民館	13:10～13:35
	平山自治公民館	13:50～14:10
	中村自治公民館	14:25～14:45
	山田体育館前	15:00～15:20
	大古川自治公民館	15:35～15:55
4月17日(水)	上是位川内自治公民館	9:10～ 9:30
	下是位川内自治公民館	9:45～10:05
	浜之段自治公民館	10:20～10:40
	北田自治公民館	10:55～11:20
	竹脇自治公民館	11:35～11:55
	古江自治公民館	13:20～13:40
	山内二自治公民館	14:00～14:25
4月18日(木)	谷頭五自治公民館	14:40～15:05
	谷頭 トレーニングセンター	15:20～15:45
	谷頭九自治公民館	9:10～ 9:30
	谷頭一自治公民館	9:45～10:10
4月21日(日)	谷頭二自治公民館	10:25～10:50
	山田総合支所	10:30～11:30

高城総合支所管内		
期日・地区	場 所	時 間
5月14日(火)	雀ヶ野公民館	9:30～ 9:50
	高城地区 公民館四家分館	10:10～10:30
	第18自治公民館	10:50～11:10
	七瀬谷公民館	11:30～11:50
	市野々公民館	13:10～13:30
	田辺公民館	13:50～14:10
	雁寺・八久保公民館	14:30～15:00

本庁管内			
期日・地区	場 所	時 間	
5月13日(月) 中郷五十市	大浦自治公民館	9:20～ 9:40	
	弘川自治公民館	10:10～10:30	
	川内自治公民館	10:50～11:10	
	益貴自治公民館	11:30～12:00	
	雄児石自治公民館	13:20～13:40	
	女橋自治公民館	14:00～14:30	
	下今町自治公民館	15:00～15:30	
	5月19日(日)	中郷地区公民館	9:00～ 9:30
		妻ヶ丘地区公民館	10:00～10:30
		小松原地区公民館 (地区体育館横)	10:50～11:30
横市地区公民館		13:00～13:40	
5月26日(日)	五十市地区公民館	14:00～14:50	
	コミュニティセンター 西駐車場	15:10～15:40	
	志和池地区体育館	13:00～13:30	
6月2日(日)	沖水地区公民館	13:45～14:15	
	祝吉地区公民館	14:40～15:10	
6月2日(日)	都城保健所	9:00～11:30	

高崎総合支所管内			
期日・地区	場 所	時 間	
4月10日(水)	蔵元自治公民館	9:10～ 9:35	
	三和自治公民館	9:55～10:20	
	共和自治公民館	10:40～11:05	
	横谷自治公民館	11:25～11:50	
	笛ヶ水教育集会所	13:20～13:40	
	後平自治公民館	14:00～14:20	
	炭床自治公民館	14:50～15:10	
	鵜戸自治公民館	15:30～15:45	
	4月11日(木)	荒場自治公民館	9:10～ 9:35
		上勢西自治公民館	9:55～10:15
原村自治公民館		10:35～11:05	
牟礼水流自治公民館		11:25～11:45	
高崎福祉保健センター		13:10～13:40	
高坂自治公民館		14:00～14:25	
鍋自治公民館		14:45～15:05	
4月12日(金)	塚原自治公民館	15:25～15:45	
	野平自治公民館	9:10～ 9:25	
	山神原自治公民館	9:40～10:00	
	迫間自治公民館	10:20～10:40	
	栗巣自治公民館	11:00～11:20	
	栢木自治公民館	11:35～11:50	
	権堀牛繋留所	13:10～13:25	
	高崎総合支所 東側駐車場	13:45～14:05	
	田平自治公民館	14:20～14:40	
	町倉自治公民館	14:55～15:20	
谷川自治公民館	15:35～15:50		

※台風や地震などの自然災害、事故の発生などにより、日程が変更になる場合があります

都城市の文書管理改善の取り組みを 全国のモデル自治体に認定！

行政文書の適正な管理のため、職員がファイリングを自主的に改善し、適正な維持管理について取り組みを進めてきた本市。

今回、NPO法人行政文書管理改善機構から、その文書管理改善の取り組みについて、全国の自治体の中でモデル自治体であると高く評価され、認定証が交付されました。◎問い合わせ 総務課 ☎23-2117

【NPO法人行政文書管理改善機構】

公文書管理法に基づく適正な文書管理方式の開発や改善を手掛けるNPO法人で、同機構が推奨する文書ファイリングを専門的に学んだ人に対して、「行政文書管理士」の資格を認定しています。



文書管理の取り組みが評価

1月16日、市長室で同機構の廣田傳一郎理事長から、池田市長へ認定証が交付されました。本市は、同機構が認定する行政文書管理士の資格を、37人の職員が取得。その数は、各行政機関や地方自治体の中で日本一です。また、職員のみで文書ファイリングを導入した全国で初めての自治体で、導入後は、行政文書管理士が中心となって改善指導を行いながら、維持管理に努めるなど、これまでの取り組みが評価されました。



適正な文書管理で、検索性が向上

市が保有する文書は、市民の大切な財産です。その文書は、合併前の旧1市4町では、それぞれ違う方式で管理していましたが、平成23年度から4年間かけて見直し、AKF（行政ナレッジ・ファイリング）を導入しました。AKFとは、公文書管理法の実務指針である、行政文書管理ガイドライン（内閣総理大臣決定）のモデルになった同機構創案のフォ

ルダ式整理法です。

導入後は、物や文書であふれていた執務室が整理されました。また、文書の個人管理を止め、市役所全体の統一方式で管理。同じ大きさのキヤビネットやフォルダで集中保管しています。職員自らが理解しやすい分類方式を取り入れたことで、必要な文書を「いつでも」「誰でも」「すぐに」取り出せるようになりました。



退庁時には、パソコンも片付け、机の上は滑走路のように整然としています

市民サービスの充実につながる

市では、必要な情報を適正に管理・保護し、ルールに沿った活用を徹底することで、職員の意識改革につながりました。また、情報公開請求にも迅速に対応できるようになるとともに、今後は、市民が行政情報を活用して、自ら考えて行動する住民自治の構築にも貢献できるよう、取り組みを進めていきます。

4/1
(月)~

温泉等利用割引券と敬老バス券の 更新・交付の手続きが始まります

期間中は、大変混みますので、余裕を持ってお越しください。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-3102

健康増進施設利用割引券（温泉等利用割引券）

高齢者と障がい者の健康増進を図るため、温泉施設やパークゴルフ場などで利用できる、共通の割引券（1人当たり20枚つづり1冊）を交付します。

●利用できる施設

【市内の施設】 青井岳荘、観音さくらの里、かかしの里ゆぼっぱ、やまだ温泉、ラスパたかざき、かかしの里パークゴルフ場、高崎パークゴルフ場

【曾於市の施設】 メセナ住吉交流センター、財部温泉健康センター、大隅弥五郎伝説の里

【志布志市の施設】 国民宿舎ボルベリアダグリ、蓬の郷ふれあい交流センター

●対象

①65歳以上の市民（昭和30年4月1日以前生まれ）

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている65歳未満の市民

※身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳

帳（1・2級）の交付を受けている人の主な介護者（市内在住）も対象



●交付場所 福祉課5番窓口、各総合支所市民生活課、各地区市民センター、一部の地区公民館（別表）

※②に該当する人は、福祉課6番窓口と各総合支所市民生活課のみで交付

●手続きに必要なもの

【本人申請】 印鑑（スタンプ式を除く）、身分証明書（対象②の人は該当する手帳）

【代理申請】 交付対象者と代理人の印鑑（スタンプ式を除く）、対象①の人は委任状または交付対象者と代理人の身分証明書、対象②の人は該当する手帳

【対象②の介護者の申請】 交付対象者と代理人の印鑑（スタンプ式を除く）、該当する手帳、介護者の身分証明書

●その他

期限切れの割引券は、申請手続きに持参ください
※施設では回収しません

敬老特別乗車券（敬老バス券）

高齢者の自主的な活動をサポートするために交付します。宮崎交通や高崎観光バス、鹿児島交通の3社が運行する路線バスで利用できます。

●対象 満70歳以上の市民

●利用できる区間 市内全域

※高速バス、特急バスは利用不可

●1回の乗車での負担額 100円

●交付場所 福祉課5番窓口（4月中は福祉課5番窓口前の待合スペースで交付）、各総合支所市民生活課、各地区市民センター、一部の地区公民館（別表）

●交付手数料 千円

●手続きに必要なもの

【新規】

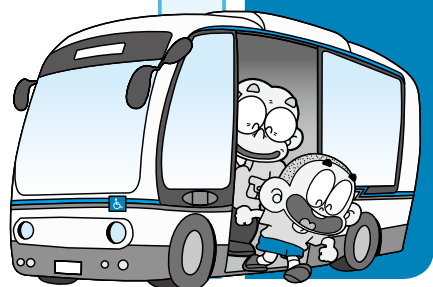
・6カ月以内に撮影した写真（横2・5センチ×縦3センチで脱帽、顔が鮮明に写っているもの）

・保険証や運転免許証など、身分を証明するもの

※代理手続きはできません

【更新】

・現在、持っている敬老バス券
※代理手続きもできますが、敬老バ



ス券の紛失や記載事項の変更などがある場合は、新規の手続きと異なるため代理手続きはできません
●その他 有効期限が、3月31日の敬老バス券は、4月30日(火)まで使用できます

別表 一部の地区公民館などの交付日程

	日 時	場 所
4/10 (水)	9:30 ~ 11:30	小松原地区公民館
	13:30 ~ 15:30	横市地区公民館
4/11 (木)	9:30 ~ 11:30	祝吉地区公民館
	13:30 ~ 15:30	長寿館（鷹尾三丁目）
4/12 (金)	9:30 ~ 11:30	妻ヶ丘地区公民館



3月1日(金)～7日(木)は、春の全国火災予防週間

火災や傷病など、緊急時への備え

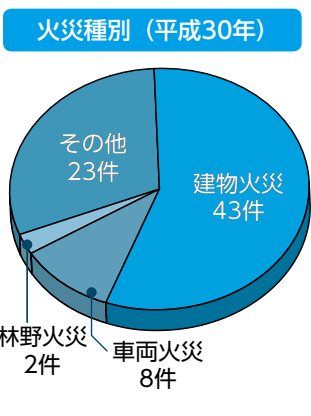


安全・安心な暮らしのために、防災の心構えや、傷病などで救急出動を利用する際に注意することなどを紹介します。

◎問い合わせ 消防局総務課 ☎22-8882

火災出動の状況と出火原因

平成30年の都城管内の火災件数は76件で、種別ごとみると、建物火災が43件と一番多く、全体の約57割を占めています。出火原因は、たき火(22件)が最も多く、次いでこんろ(8件、うち天ぷら鍋5件)となっています。



【不用意にたき火や火入れをしない】
風が強い日や乾燥した日などは、延焼する恐れがあり、大変危険です。落

「119」は、落ち着いて、はっきり話す

火災や救急の出動は「119」で通報します。落ち着いてはっきりと、要請内容や住所などを伝えてください。

特に、事故などで大けがを負っているときや胸の中心が締め付けられるような痛み、突然の激しい頭痛、顔半分がしびれるなどの症状があるときは、すぐに通報してください。

※「119」では、火災発生の情報などの問い合わせはできません

【消防車出動情報】

自動音声 ☎22-8500
消防局指令課 ☎23-2125

住警器の設置や、訓練・講習で備える

【住警器の設置と点検】

住宅火災の発生にいち早く気付くために、住宅用火災警報器(住警器)を設置しましょう。住警器の電池の寿命は10年です。点検ひもを引くか、点検ボタンを押すなど定期的な点検が必要です。

☎ 消防局総務課 ☎22-8882

【応急手当講習を開催】

消防局は、心肺蘇生法やAEDの操作方法などを学ぶ応急手当講習会

を開催しています。大切な人の命を守る知識の習得に役立てましょう。

☎ 消防局警防救急課 ☎22-8883

【自衛消防訓練をサポート】

効果的に自衛消防訓練を行ってもらえるように、消防法に基づいた指導や助言を行っています。

☎ 消防局予防課 ☎22-8884

【DVDの貸し出し】

防火や防災に関するDVDを貸し出しています。

☎ 消防局総務課 ☎22-8882

【トピックス】

「Q助」や患者等搬送事業者を活用ください

救急車は、緊急性の高い傷病者が利用するものです。救急車を呼ぶか迷う場合は、救急受診アプリ「Q助」が役立ちます。



また、症状が軽い場合や、緊急性がなく自分で病院へ行ける場合は、自家用車やタクシー、または消防局認定の患者等搬送事業者(有料)を利用ください。



あなたの勇気が、みんなの笑顔を守る

消防団員募集!

火災や地震、風水害、火山噴火などの災害時に、地域住民で組織された消防団が、私たちの住む地域を守っています。地域防災力の要を担う消防団で、あなたの力を生かしませんか。

◎問い合わせ 危機管理課 ☎23-2129

みんなが結束!
強い絆が地域を守る

自分の命は自分で守る「自助」と近隣住民同士が助け合う「共助」は、災害時に私たちの命と財産を守る力となります。この自助と共助を結ぶ市消防団では、1,452人の団員が活動しています。

団員は、自分の仕事を持ちながら、防災の担い手として地域に密着して活動し、住民の安全を守る役割を担っています。その他、予防啓発分団に55人が所属していて、火災予防や応急手当の普及啓発などで活動しています。

消防団で活動するには

市内に在住・在勤・在学する18歳以上の人であれば、誰でも入団できます。また、式典などで活躍するラッパ隊も組織されていて、金管楽器などの演奏に興味のある人は、ラッパ隊での活動もできます。

さまざまな世代の人と共に、地域の安全を守る消防団で活動してみませんか。

【消防団員は特別職の公務員】
活動に対して、訓練や災害などの出勤手当や、報酬、公務員災害補償などがあります。

インタビュー



地域を守るため 防災の意識を向上

予防啓発分団
分団長
中原 ゆかりさん
(郡元町)

18年間、消防団員として活動しています。入団した当時は、1人暮らしの高齢者宅を訪問し、声掛けなどを行っていました。現在は保育園での防災教育が活動の中心です。この他、災害訓練での救命講習など、緊急時の応急手当の普及啓発にも取り組んでいます。

活動する中で、幼児期からの防災に関する意識付けはとても大切だと感じています。

多くみなさんに、命を守る大切さと日ごろからの防災意識を高めることを、強く訴えていきたいです。